

笠松運動公園指定管理者指定申請に係る質問に対する回答

令和8年8月20日

茨城県教育庁学校教育部保健体育課

質問①

取得価額 500 万円・法定耐用年数 8 年の備品を指定期間（4 年間）の初年度に購入した場合、県に御負担いただくのは、①指定期間中に発生する減価償却費（計 250 万円）、②指定期間終了時点の未償却残高（250 万円）、③その他、のいずれとなりますでしょうか。あわせて、償却方法（定額法等）及び期中取得の場合の月割計算の可否についてもご教示ください。

回答①

募集要項別表のとおり、県と協議のうえ、県で購入又は指定管理者が指定管理料で購入となるため、県による減価償却費等の負担はありません。

質問②

「5. スポーツ振興業務」及び「6. その他の事業」（該当：業務の内容及び基準 P. 9～11、募集要項 P. 3～4）について、その収入及び支出は、指定管理業務の収支として収支計画書に計上するという理解でよろしいでしょうか。

また、指定管理業務の収支に含める場合、これらの事業に要する経費は収支計画内訳書のどの費目に計上すればよろしいか、あわせてご教示ください。

なお、これらの事業に要する経費についても、募集要項 8（2）に定めるスライド制度の適用対象になるという理解でよろしいでしょうか。適用対象外となる経費がある場合は、その範囲についてもご教示ください。

回答②

「スポーツ振興業務」及び「その他の事業」の収入及び支出は、指定管理業務の収支として収支計画書に計上してください。

費目は決まっていないため、「自主事業収入（支出）」等新たに設けていただき計上してください。

スライド制度の適用対象は、人件費、業務委託費、光熱水費になります。人件費は指定管理者が直接雇用する者に係る賃金及び社会保険料の指定管理者負担分等の法定福利費に該当する経費、業務委託費は清掃・設備保守点検委託費等といった委託費、光熱水費は電気代、ガス代、灯油代、上下水道代を想定しています。

質問③

「収支計画内訳書」に「支出項目に利用料金徴収業務は含まないこと」とありますが、これは、①当該業務に要する経費（窓口人件費、レジ・釣銭準備、キャッシュレス決済手数料等）を独立の支出項目として計上せず、人件費・役務費等を含めて記載する趣旨か、②当該経費を指定管理業務の経費に含めない（指定管理料の対象外とする）趣旨か、いずれとなりますでしょうか。②の場合は、当該経費の負担の考え方についてもあわせてご教示ください。

回答③

人件費・役務費等を含めて記載いただきたい。

質問④

公園および各施設の図面（平面図等）を御提供いただけますでしょうか。

回答④

公募期間中は保健体育課にて閲覧願います。